

## 「常願寺川の清流と桜を愛する会」に 河川協力団体指定証を授与します

### ●概要

「水防法及び河川法の一部を改正する法律」に基づく河川協力団体制度が平成25年6月に創設され、当事務所が管理する直轄管理区間を対象に河川協力団体の募集を行ったところ、平成26年3月27日に「常願寺川の清流と桜を愛する会」が北陸地方整備局長より河川協力団体に指定されました。

富山河川国道事務所では、指定された団体への指定証授与式を以下のとおり行いますのでご案内します。

### ●指定証の授与式について

授与日時：平成26年4月10日 14時00分～14時10分（予定）

授与場所：富山河川国道事務所 3階会議室

指定団体：常願寺川の清流と桜を愛する会

※北陸地方整備局管内の指定状況等は、ホームページでもご確認頂けます。

URL (<http://www.hrr.mlit.go.jp/river/index.html#kasenkyouryoku>)

### ●河川協力団体とは

河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。

河川協力団体に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけ、自発的な活動を促進させ、河川管理のパートナーとして活動していただく事により、地域の実情に応じた河川管理の充実を図るものです。

### お問い合わせ先

■富山河川国道事務所副所長(河川担当) 二俣 秀 TEL：076-443-4765（代表）

■占用調整課長 小野 雄二 TEL：076-443-4765（直通）FAX：076-443-4721